

生駒市規則第 25 号

生駒市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

生駒市消防本部の組織に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「設備係 指導係」を「設備係」に、「通信指令第 3 係 消防対策係」を「通信指令第 3 係」に改める。

第 5 条予防係の項第 2 号中「防火意識及び防災意識」を「火災予防広報及び防火・防災意識」に改め、同項第 3 号中「防火管理講習」を「予防査察」に改め、同項第 4 号中「文化財の防火対策」を「火災調査」に改め、同項第 5 号中「火災予防広報及び防火運動」を「防火・防災管理対策及び指導」に改め、同項第 8 号を同項第 10 号とし、同項第 7 号を同項第 9 号とし、同項第 6 号を同項第 8 号とし、同項第 5 号の次に次の 2 号を加え、同条指導係の項を削る。

(6) 自衛消防隊の教育及び訓練指導に関すること。

(7) 法令違反防火対象物の処理に関すること。

第 6 条通信指令第 1 係、通信指令第 2 係及び通信指令第 3 係の項第 9 号中「電子計算機利用業務の管理運営」を「電子計算機及び情報処理機器等の整備及び運用管理」に改め、同項第 10 号中「情報処理機器の運用管理」を「通信指令業務の調整、調査、研究、計画及び推進」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(11) 通信指令業務に関する情報の収集及び提供に関すること。

第 6 条消防対策係の項を削り、同条警防係の項中第 6 号を第 9 号とし、第 5 号の次に次の 3 号を加える。

- (6) 消防相互応援協定に関する事。
- (7) 消防指令業務共同運用事業に関する事。
- (8) 各種出動計画に関する事。

第6条救急係の項第2号中「(市民、事業所等に対するものを含む。)」を削る。

第8条(見出しを含む。)中「副消防長」を「次長」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第17条本文中「副消防長」を「次長」に改め、同条ただし書中「、副消防長に事故があるときは次長が」を削る。

第19条第1項中「副消防長」を「次長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正)

2 生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年10月生駒市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「副消防長」を「次長」に改める。